## 令和7年度山梨県環境整備センター安全管理委員会(臨時)議事録

(通算第50回)

日 時:令和7年5月23日(金)午前10時00分から

場 所:山梨県環境整備センター 会議室

出席者:○安全管理委員会委員

北杜市副市長山内 一寿北杜市市民環境部長平井 ひろ江北杜市明野総合支所長皆川 賢也北杜市環境課長末木 陽一上神取地区長皆川 和直浅尾新田区長横山 幹夫

浅尾区長 篠原 眞清 (代理出席)

中込地区長清水道浩山梨大学名誉教授坂本康明星大学教授宮脇健太郎山梨県環境・エネルギー部理事小澤浩

山梨県環境・エネルギー部環境整備課長 中川 直美 山梨県中北林務環境事務所長 金丸 悟

山梨県環境整備事業団副理事長 山梨県環境整備事業団事務局長 新井 純 ( " )

#### ○関係者

山梨県森林環境部部長 山梨県森林環境部主幹 有泉 和紀

#### ○事務局

山梨県環境整備事業団副主査 川口 佳佑

## ○欠席

御領平地区長清水 春男下神取地区長清水 勝浅尾原地区長芦沢 昭夫東光地区長貝瀬 勇東京海上ディーアール(株)主席研究員杉山 憲子

# 配布資料

- ① 次第
- ② 席次表
- ③ 安全管理委員会設置要綱
- ④ 委員名簿
- ⑤ 資料1 山梨県環境整備センターの今後のあり方について
- ⑥ 資料 2 山梨県環境整備センターの経緯
- ⑦ 資料3 山梨県環境整備センター 水質予測等調査検討委員会の検討概要と答申について

## 〈司会〉

定刻となりましたので、ただ今から、臨時の令和7年度山梨県環境整備センター安全管理委員会 を開催いたします。

委員の皆様にはご多忙中にもかかわらずご出席いただき、誠にありがとうございます。

初めに山梨県環境整備事業団副理事長より挨拶を申し上げます。

# 〈事務局〉

皆様、おはようございます。

私はこの 4 月から環境整備事務団の副理事長を務めております。どうぞよろしくお願い致します。 この安全管理委員会は当事業団が事務局になっておりますので、開会にあたり僭越ながら挨拶を 申し上げさせていただきます。

本日は県からの申し入れに基づき臨時の委員会を開催させていただいたところ、お忙しい中、委員 長をはじめ、委員の皆様にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より当事業団の運営にご理解とご協力いただきまして、この場をお借りして感謝申し上げる次第でございます。

今回の委員会開催に当たりましては、区長・地区長の皆様方には農繁期の特にお忙しい中での開催となりまして、大変ご迷惑をおかけしてしまい、誠に申し訳ございませんでした。

日程を調整する立場の事務局としてお詫びを申し上げます。

さらに開催前に事前説明としてご自宅に伺った際は、お疲れのところを貴重なお時間をいただくことができまして、本当にありがとうございました。

改めて、深く感謝を申し上げます。

さて、県から申し入れがありました本日の議題につきましては、この明野処分場の今後のあり方についてであり、地元の皆様にとりましては、とても重要な議題であると承知しております。

このため、委員の皆様には、この後、県から説明いただく内容について、些細な点でも結構ですので、不明な点がございましたら、まずは、ご質問をいただけますようお願いいたします。

その質疑により、説明内容に対するご理解を深めたうえで、多くの委員の皆様からご意見として発言をいただきますことをお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い致します。

#### 〈司会〉

議事に先立ちまして、委員の皆様にお配りした資料の確認をさせていただきます。お配りした資料を上から順に、まず、A4判の「次第」「席次表」「安全管理委員会設置要綱」「委員名簿」、次に、山梨県からの資料として、資料1「山梨県環境整備センターの今後のあり方について」、資料2「山梨県環境整備センターの経緯」と、資料3「山梨県環境整備センター 水質予測等調査検討委員会の検討概要と答申について」です。

資料は以上となりますが、不足等がありましたら、事務局までお知らせ願います。

ここで、傍聴者の皆様にお願いがございます。会議中は、入口や壁に掲示しました「傍聴者の注意事項」を遵守していただきますようお願いいたします。万が一、遵守されない場合は、退席をお願いす

ることとなります。そのような場合は次回以降の傍聴をご遠慮いただくこともございますので、ご了承ください。

最後になりますが、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしていただくか、電源をお切りいただく ようお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

お手元にあります、安全管理委員会設置要綱をご覧ください。当委員会は、設置要綱第4条の規定により、委員長が議長を務めることとなっておりますので、委員長に議長をお願いいたします。 恐縮ですが、委員長には議長席へご移動をお願いします。

## 〈議長〉

それでは議事に入ります。皆様方には議事の進行が円滑に進められますようご協力お願いします。

なお、今回は午後に他の予定を組まれている方もいらっしゃるようなので、正午までに閉会となるよう、なるべく早く終わるように考えていますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

それでは、お手元の次第に従いまして、議事を進めて参ります。

本日の安全委員会は県からの要望で臨時に開かれたというものです。県からの要望というのは、明野処分場の今後のあり方について県から説明したいということです。

そういうことで、山梨県森林環境部の部長と主幹が出席したいということで、設置要綱第4条第2項に基づき、安全管理委員会への出席を認めています。

#### 〈議長〉

今回初めての委員がたくさんいらっしゃいますで、この安全管理委員会は、定例の委員会が夏と冬に1回ずつ行って、その間の廃棄物処分場のこの施設をめぐる水質等の数値をご説明いただくということをやっております。

その定例の委員会でやっていることとは別に、今回は県の方から今後の方向について説明したいということで、臨時として開催させていただきました。

それでは、(1)の山梨県環境整備センターの今後のあり方について、を議題といたします。

先ほど申しましたが、これが主題なんですけど、その説明過程の中で補足説明、それから背景説明ということがあるとのことで、背景説明等を含めてご説明をお願いします。

また、県から本日はプレゼンテーションの形でやりたいということで、私の席の後ろに投影しながら説明をいただくことにしました。

それから県が30分以内で説明していただき、それから1時間程度の質問、意見ということになるかと思います。

そういう訳ですので、先ずは県の説明が全部終わった後で、他の委員から質問・発言をお願いしたいと思います。

その時点になりましたら、またお聞きしますので、質問や発言がある方は挙手の上、私の許可を受けた上でご発言いただきますようお願いいたします。

それでは森林環境部長からの説明と環境整備課長からの背景等の説明をお願いいたします。

よろしくお願いします。

### 〈委員(地元代表)〉

議長、発言させていただいてもよろしいでしょうか。

#### 〈議長〉

簡単に。

## 〈委員(地元代表)〉

部長さんの説明の前で大変失礼ですけども、一言安全委員会にずっと関わってきている人間として、今日、重要な話をいうことで、部長自ら、それから県会議員の先生方までということで、今までこの安全管理委員こういう場面は一度もありませんでしたので、私も緊張しながらどんな話がされるのか、ゆっくり聞かさせていただきたいと思うんですけど、部長さんもご承知のことと思いますけれども、この安全管理委員会はここの処分場の運営に関し、安全性に関し、山梨県が約束したことがしっかり守られ、そして安全が維持されるかどうかをしっかりと協議をする場として機能してきております。

この間、平成 21 年から始まっておりますけれども、様々な問題が起きました。特に閉鎖に至る直接の原因となりました、シートの事故も二度起こりました。大変地元も心配をいたしました。それらの経緯を踏まえて今日までこの処分場が運用されてきているわけであります。

しかしながら、この間、私ども地元として、安全管理委員会の委員として、地元の要望をしっかりと 伝える場へ参加してきて、そしてこの間、21 年からずっと最低でも年 2 回の会議が開かれて、そして そこでいろんな議論がされました。

その大きな事故も乗り越えて、閉鎖という結果にはなっておりますけれども、この安全管理委員会というものが、この処分場運営にとって欠かすことのできない存在であること、このことは、常にこの安全管理委員会の中の議論として、私の方からは申し上げさせていただいておりますで、今から、今日、おそらく部長さんが説明されるでしょう、このあり方についての話ですけれども、そのあり方の根本となる内容については、もうすでに報告を受けておりますから、もう公表されている内容ということで申し上げますが、今まで事故が起きて何があってもこの安全管理委員会で議論をして、そしてその中で答えを出して今日まで来ております。

ここで追求はできない、結論が出せないものについては別途の委員会まで作って、さらに専門でいらっしゃる先生方以外にも、直接的な専門の先生方にも参加していただいて、そして議論をしてきて、この安全管理委員に報告がされて、そして私たちもそれで納得をして今日まで来ております。

その積み上げがこの処分場と地元との信頼関係を作り上げてきている。

そういうこの安全管理委員会の働き・役割を持った大事な場所であります。

先般来、ここ数年来、今回もそうですけれども、山梨県さんが独自に検討委員会を作って、安全宣言的な報告を受けて、今日、その説明があると思います。それは前に安全管理委員会で課長さんに何回も申し上げましたけど、安全管理委員会がお願いして作った検討の場ではありません。

事業団の改革プランを作るために必要ということで作られた検討委員会です。

その答えをここの安全委員会でしきりに県は報告をして、県の皆さんは、それで地元を納得させよう

という思いだと思いますけど、私たちはそんなことでは納得ができないことを、先ずもってお話を申し上 げておきます。

言うなれば皆さん方の都合だけでやってきている。

今まで事業団の皆さんが必死になって事故の時も対応してきました。私は安全管理委員会という 委員という立場で、そこへも何回も立ち合わせていただいた。担当された係長さんが大変な思いをして、原因がなかなかわからない。業者を指導して1日も早く復旧させなくちゃならない様々な実情を この目で見てきて、その内容を後に開かれた安全管理委員会の中でもお話をして議論を深めることも させてきていただいております。

そういうこの事業団の皆さんの必死の姿勢があって、私もこれであれば信頼関係が築けるという形で、今日まで来ましたけれど、ここ数年来、派遣職員の引き上げから始まって、その引き上げがまた元に戻ることを含め、そして今回説明されるだろうことも含めて、これはあくまでも山梨県庁さん中の話であって、安全管理委員会がお願いしたことではないことだけは部長さんぜひご理解のもとに今日のご説明をいただきたいと思います。

長くなりましてすみません。

## 〈議長〉

ありがとうございました。

住民の方からの背景説明みたいなことになったと思います。

では、県の方から部長さんの話、それから今の発言も踏まえて背景を手短にお話いただきたいと思います。

よろしくお願いします。

#### 〈関係者(山梨県)〉

先ほど委員からご意見をいただきました。

本日、私が参った理由でございますけれども、先ほど申し上げましたように極めて重要な提案をお願いすること、それ以上に、先ほどにおっしゃったように、この数年来、ややもすると県が主導で進めてきたことがあったことに対して、私自ら今日お伺いをして、お詫びを申し上げたい一心で参ったところでございます。

ということになりますので、先ずはその提案の前に、ここ数年の経緯についてご説明、またお詫びを したいと思っています。

先ほどお話もありましたように、一昨年の県職員を引き上げるとした件でございます。

これは県からの派遣という形で、処分場の維持管理に当たっておりました化学職でございますけれども、事業団の自主財源が枯渇するということの中で、派遣法という法律のスキーム上、派遣を続けることが困難といたしまして、令和6年度末で派遣を取りやめるとしたところでございました。

派遣を廃止した後も、しっかり県が関与する中、県が主導して、維持管理に努めていくという方針でございますけれども、委員がおっしゃったように、地元の方々から県が手を引くのではないかというような、懸念があったということでございます。

このような状況を受けまして、昨年度、新体制になりまして、改めて検討した結果、この 4 月からこ

の化学職につきましては、県からの派遣ではなく、県職員を処分場に常時駐在という形で置くこととい たしました。

今後とも県職員がこの現地、この明野のセンターにおきまして、常駐する体制を維持していくこととしております。皆様方には大変なご心配をお掛けしたと思っております。改めてお詫び申し上げたいと思います。

誠に申し訳ございませんでした。

もう一つ、有機フッ素化合物、PFOS等について、でございます。

これにつきましては、ここ数年の間、急激に全国的に社会問題化したところでございます。現状、産業廃棄物最終処分場におきましては、PFOS 等は法律上の規制物質ではありません。

従いまして、これまで明野処分場では検査をしたことはないという状況でございました。

しかしながら、他県におきまして産業廃棄物最終処分場の周辺河川におきまして、国の指針値、50ng/L ですけれども、これを超過した事例が確認されたという報道が多数ございまして、これを見た私ども、知事も、ですけれども、明野処分場でどうなのかというような心配が高まってきたところでございました。

早速知事へ諮った結果、すぐに調査を行い、速やかに公表し、仮に高い数値だった場合には、処分場周辺の生活環境第一の観点からしっかりと対処すること、との方針が固まったところでございます。

そこで、直ちに調査を行って、発表したところでございます。

以降、継続してモニタリングを行っているという状況にございます。

その過程の中で、速やかな調査の実施と公表というところに注力をするあまり、安全管理委員会へのご相談が事後になってしまったという点でございました。

新たな方針につきましては、先ほど委員おっしゃったように、先ずは安全管理委員会へご報告をし、ご意見をお伺いするという大原則につきまして、配慮が足りなかったという点は重々承知しております。改めてお詫び申し上げたいと思っております。

誠に申し訳ございませんでした。

ここからが本日の提案・お願いに入ります。

明野処分場は、昨年度、令和6年度末に維持管理の終了を予定していたところでございました。 しかしながら、ホウ素、マンガンの濃度が協定の排水基準に適合しないということでしたので、廃止 には至らなかったというところでございます。2013年に閉鎖を表明以降、10年以上が経過いたしまし たが、廃止基準を満たすことができず、維持管理の終了、廃止の時期についての見通しが立たない 状況となっていたところでございます。

将来の見通しが立たないということ、このままでは、地元の方々への説明責任を果たすことができないと考えたところでございます。

そこで、昨年度、安全管理委員会の3名の学識経験者の方々にもご参加をいただきながら、浸出水の水質予測などにつきまして、客観的なデータに基づき、科学的に調査検討を行っていただく委員会を設置したところでございます。

この際にも実は PFOS 等の検査等々も同時並行していたこともありまして、安全管理委員会へのご相談が、これも事後になってしまった。改めてお詫び申し上げたいと思います。

本当に申し訳ございませんでした。

これもひとえに、責任者である私の不徳の致すところと痛感しているところでございます。

調査検討委員会の検討結果でございますが、お手元に資料を配布させていただきました。

一つ目といたしまして、現状のままでは処分場の廃止までにさらに10年から15年を要するということ。

二つ目でございますが、現状のホウ素、マンガンは、処理されないまま放流されたとしても生活環境保全上の支障が生じるおそれはないということ。

この2つにつきまして、科学的な見地から明らかとなったところでございます。

明野処分場でございますが、産業界、経済界、市町村のご協力をいただきながら県が計画いたしました。地元の皆様方に苦渋のご決断をいただき、建設した施設でございます。

その際、地元の方々の生活環境の保全を第一といたしまして、日本一安全な処分場とするため、 国の基準の1/10という基準を設け、今日に至っております。地元の皆様と交わしたお約束は極めて 重いものと受け止めているところでございます。

しかしながら、現状はホウ素、マンガンが国の基準の1/10をわずかに上回るという状況にございます。

仮にこのまま放流されたとしても、生活環境保全上の支障はないことにつきましては、科学的な検証に基づき、根拠に基づき、確認されているところでございます。

また、処分場の維持管理には浸出水の処理などに年間約1億円を要しており、これが環境整備事業団の赤字として積み上がり、県民の負担が増え続けております。

私どもは処分場の維持管理について、このままの形で、さらに10年から15年続けていくのか、又は別の道を歩むのかという岐路に立っているものと考えているところでございます。

そこで県といたしましては、次の3点を提案させていただきます。

1つ、明野処分場につきましては、廃棄物処理法に基づく処分場としては、できるだけ早期に廃止すること。

2つ、PFOS 等につきましては、県が責任ある立場から国の動向を注視しながら、浸出水の水質管理、周辺生活環境の監視を継続すること。

3つ、跡地利用につきましては、地域振興の観点から県が積極的に関与していくこと、であります。 この方針につきまして、本日、安全管理委員会の皆様にご説明させていただくことといたしました。

明野処分場の長きにわたる経緯の中、極めて大きな見直し、転換と考えております。

地元の皆様方には、新たなご決断をお願いすることとなりますが、先ずは皆様方にご理解とご賛同をいただくことが肝要と考えたところでございます。明野地区の未来を地元の皆様、北杜市などと共に、県が積極的に関与する中で英知を結集して作っていきたいと考えているところでございます。

何卒、皆様方のご理解をよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

#### 〈委員(山梨県)〉

続きましてただいま部長より説明をいたしました県の方針に関して、環境整備課長より追加の説明をさせていただきたいと思います。

資料は2に移ります。本日はスライドで説明をさせていただきますので、そちらをご覧いただければと思います。説明は着座にてさせていただきたいと思います。

明野処分場でございますが、県内初の公共関与の最終処分場として平成 21 年に操業を開始いたしました。しかし、二度の漏水検知システムの異常検知により、県は処分場の閉鎖を表明いたしまして、平成 27 年に最終覆土を完了、現在に至っております。

次に直近の状況でございますが、現在、河川水や地下水など14カ所で、河川水 50 項目ほど、 地下水は約 30 項目程度の検査を実施しております。

このうち浸出水の、ほう素とマンガンの2項目のみが協定排水基準をわずかに上回っている状況でございます。

また、昨年度浸出水などに PFOS・PFOA が含まれていることを確認いたしまして、モニタリングなどを継続しているところでございます。

次に先ほど部長から説明いたしました、県の提案の元となった水質予測等調査検討委員会での 検討概要につきまして説明をさせていただきます。

お手元の資料の3になりますが、限られた時間で要点を絞って説明いたしますので、投影するスライドをご覧下さい。

調査検討委員会では、先ず、維持管理期間の見通しをつけるため、浸出水の水質予測を行いました。図に、処分場の仕組みを簡単に示しています。降った雨は、埋立地の中に浸み込んでいきます。その間に、廃棄物に含まれる物質が、雨に溶け込みます。この水が、浸出水として、処分場の底の集排水管で集められ、ここの建物の中にある、浸出水処理施設で処理された後、放流されます。

予測に用いたデータですが、明野処分場では、浸出水の発生の源である降雨量や、廃棄物を通った、浸出水の量と水質が、既に確認できています。また、平成27年1月の最終覆土が終了した以降、構造の変更はしておりません。このことから、現在までに得られたモニタリングデータを用いて、予測計算を行うことにより、明野処分場に特化した、より正確な予測が可能となります。

濃度予測に用いる計算式は、既存の文献から、学術的に認められた、最も適切な予測式を用いました。さらに、将来の値が予測値を上回らないよう、明野処分場で過去に実際に測定した浸出水の濃度と比較するなどして、慎重に検討を行いました。

グラフは、左側がマンガン、右側がほう素です。どちらのグラフも、縦軸が浸出水中の濃度、横軸が 累積の浸出水の量です。

明野処分場では、新たな廃棄物の埋立は、平成 25 年以降、行っていないため、浸出水に含まれるマンガンやほう素は、埋立地を通過した雨により、洗い出されることで、時間とともに減っています。 グラフ内の赤い横線が、協定基準値 1mg/Lのラインです。予測曲線と、赤い横線が交わるところから右側は、協定基準値を安定して満たすこととなります。

廃棄物処理法では、基準を2年間連続して下回った場合、維持管理を終了できるとしています。 そこで、表には、先ほどの予測式から導き出した基準達成までの期間に、2年を加えた、維持管理を 終了できる予測年度を示しました。計算は、4つのパターンで行いましたが、マンガンよりも、ほう素の 方が、維持管理終了までの期間が長くなりました。

一番下に、結論を示しましたが、維持管理を終了できる時期は、令和16年度下期から令和21年度下期までとなりました。

これは、予測を行った昨年度から数え、10~15年後となります。

次に、処分場周辺の生活環境への影響を評価しました。マンガン、ほう素を対象に、事業団のモニタリング地点である、河川水は湯沢川上流地点、地下水は観測井戸3号で行いました。選定した地点は、河川、地下水ともに、最も浸出水の影響を受ける地点です。

まず、湯沢川上流における予測です。浸出水が処理されないまま放流された場合を想定しました。生活環境保全上の支障の評価は、環境基本法に基づき定められた「水質汚濁にかかる環境基準」の評価方法に従いました。

評価基準はいずれも 1mg/L で、ほう素が環境基準値、環境基準値のないマンガンは協定排水基準値を準用し、年平均値で評価しました。スライドに示しました環境影響予測濃度計算式により、影響予測を行いました。

次に水質評価の結果です。上のグラフがほう素で、下のグラフがマンガンです。ほう素のグラフで説明します。縦軸が、湯沢川上流地点におけるほう素の濃度、横軸が年月となります。

縦の赤色破線で、グラフを左右に分けています。横軸の年月のとおり、赤色破線の左側が過去になります。青色の折れ線グラフは、過去の浸出水の実際の濃度です。この値から、先ほどの計算式により、湯沢川上流地点の河川水の濃度を予測したものが、オレンジ色の折れ線グラフです。

実際に、湯沢川上流で測定した結果は、緑色の折れ線のグラフですので、オレンジ色の予測した値は、実測の値と、ほぼ同じであることが、分かっていただけると思います。

次に、赤色破線の右側は、未来になります。白抜きの青丸の値は、将来の浸出水の濃度を予測した最大の値で、この値を用いて、湯沢川上流地点の河川水の濃度を予測した結果が、白抜きオレンジ色の値です。このように、浸出水の予測で得られた最大の濃度を用いて、湯沢川上流地点の水質を評価しても、結果は、評価基準の1mg/L以下でありました。

結論ですが、スライドの一番下、「維持管理期間中に浸出水が処理されないまま放流されたとしても、生活環境保全上の支障が生じるおそれはない」こととなりました。

次に、地下水の評価です。図は、明野処分場での水移動を模式的に示したものです。浸出水を処理した放流水は、処分場敷地内の防災調整池に入ります。防災調整池で、沢水などと混合し、その一部は、地下に浸透し、上流から流れてくる地下水と混合、観測井戸3号に到達します。

地下水の水質は、モニタリングで測定している塩化物イオン濃度を指標として、混合状況の計算を 行い、3号井戸の水質への影響を予測することとしました。

地下水の水質への影響予測についても、評価の方法は、河川水と同様に、環境基本法に基づき 定められた「水質汚濁にかかる環境基準」の評価方法に従っています。

こちらが、予測を行うのに使用した環境影響予測濃度計算式です。

地下水の水質評価ですが、グラフの見方は、先ほどの湯沢川の水質と同様です。ほう素のグラフで説明します。青色の折れ線グラフは、過去の浸出水の実際の濃度です。この値から、先ほどの予測式により算出した観測井戸3号の水質をオレンジ色で示しました。グラフ左側については、過去ですので、実際に3号井戸で測定した地下水の水質データを、緑色で載せています。

次に、赤色破線右側についてですが、青い白抜きの丸は、将来の浸出水の濃度を予測した最大の値です。この値を元に、観測井戸3号の地下水の予測濃度を算出したものが、白抜きのオレンジ色のグラフです。

このように、浸出水の予測濃度を、最大値を用いて評価しても、3号井戸の地下水のほう素、マンガンは、ともに、評価基準の1mg/L以下となりました。

結論は、スライドの一番下ですが、「維持管理期間中に浸出水が処理されないまま放流されたとしても生活環境保全上の支障が生じるおそれはない」となりました。

最後に答申のまとめです。浸出水の維持管理期間は、現状のままでは10年から15年を要するという予測となりました。

周辺生活環境保全上の支障ですが、浸出水が、処理されないまま放流されたとしても、生活環境 保全上の支障が生ずるおそれはないと答申されました。

県からの説明は、以上となります。

### 〈議長〉

ありがとうございました。この後、今の説明についてご質問を受けるのですが、それに先立ちまして、 今山梨県がおっしゃった、調査検討委員会に関わっている委員もこの中にもおりますので、それぞれ コメントをいただきたいと思います。

本日欠席の学識経験者の委員のコメント、これは答申とは関係ないんですけど、学術経験者の見解ということで、先にコメントを紹介します。

委員からは、現況検出されているほう素とマンガンについては、公害防止協定の濃度を超えているものの、リスクが低いという結果の相互理解を図れるよう、県・北杜市・地域住民は双方向のコミュニケーションを十分にとっていただきたいということです。

ポイントは公害防止協定というのがあって、それは国の基準より厳しい。それは超えているんだけど、リスク的には大丈夫だと。で、重要なことは、県・北杜市・地域住民の双方向のコミュニケーション、これを十分取っていくということが重要だ、というコメントでした。

引き続きもう一人の学識経験者の委員からもコメントをお願いします。

### 〈委員(学識経験者)〉

私も調査検討委員会に参加しておりました。で、検討委員会に参加する以前の話として、安全管理委員会に参加しているので、これまでの過去の水質のデータは見させていただいております。

その際にいくつか気になったことは、自主基準ということで基準を設定されているんですけども、まずは国が定める環境基準、排水基準というものが、基本的には健康影響が出ないという数値に設定されているということが前提でございまして、そのあたりで少し厳しい数字と申しますか、安全側というような表現もされますけれども、非常に低い数値が設定されているなというのをまず初めに、以前一番初めに参加する前に、少し気になっていた点でございます。

ですので、当然ですけど、経験的な観点というよりも、法令的な観点から、私、技術者ですので、そっちを厳しくすればいいという立場にないので、国が定める基準を準拠していただければいいなというのがまず私の立場です。

その上で、今回科学的にこの場所での数値を取り扱って計算をされていますので、先ほどのような、私とすれば経験的にはそうなるだろうなというところを丁寧に科学的に証明していくということではないかなと思っております。

それから、先ほどの繰り返しですけど、特にほう素につきましては、国の基準と比べ、全体的には 1/10 という設定でございますけれども、廃棄物処分場の排水に関わる基準は 50mg/L という設定 がされております。これは 2000 年ぐらいに、まず第一段階で検討されたんですけど、その際にも当時 懐かしい思い出でございますけれども、私も国の検討会に参加をさせていただいておりまして、日本環境衛生センターというところが取りまとめを行いました。

その際に、ほう素についての健康影響、私は医者ではございませんが、健康影響について評価をしてこのような数値になったという状況を実際に体験しておりますので、そういう意味で示されている数値は少し厳しいのではないかなというふうに、もともと考えていたということを報告させていただきたいと思います。以上ですよろしくお願いします。

ただですね、安全と安心というところは大きく違うので、この辺りは安心については丁寧なコミュニケーションを続けていただかないといけないかな、と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

#### 〈議長〉

ありがとうございました。委員は国の最終処分場に関する検討委員会も多く参加されていて、個人の発言ではあるんですけど、他の処分場の動向等を背景にしたコメントだったと思います。委員からもありましたように、コミュニケーションというのが十分必要だということは本日欠席の学識経験者の委員と共通であったのではないかと思います。

ここから先の進め方として、部長さんの本題の話は後にして、ここまでの山梨県の説明、それから私ども、委員会に参加した者のコメントについてわかりにくいところがあればと思います。

まずは質問を受け付けます。

#### 〈委員(地元代表)〉

科学的な見地でのお話をいただきましたが、先ほど学識経験者の委員のお話にもありましたけど、 私ども地元で暮らす、あるいはこれからこの地で生きていく、またこれから生まれてくる子どものことも 含めて、地域の人たちの将来を考えた時に、先ほど学識経験者の委員が安全と安心は違うんだとい うお話がありました。

私どもは山梨県が国の基準を十倍も上回る厳しい基準を設け、安全対策を完全に行っていくという 約束を地元にし、それを理解して受け入れた人達も多くいたのではないかなと私は思っておりますが、 改めてそもそも論で、せっかく部長さんもいらっしゃってますから、お聞きしたいと思うんですけど、山梨 県はなんで国の基準を十倍も上回る厳しい基準を、協定基準を自らに課したのでしょうか。

その辺を改めて、初めての地元の委員もいらっしゃいますので、わかりやすくご説明いただきたいと 思います。

#### 〈議長〉

山梨県のことでの質問ではなかったという理解で、部長への質問のようでしたが、過去の十倍厳しい基準を設定した考え方ということで良いですか。

## 〈委員(山梨県)〉

質問を受けましたので、私の方から回答させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。今、 地元委員の方から質問いただいた件でございますけれども、私どもも調査検討委員会を始めるにあた りまして、改めて、私、昨年度から環境整備課に配属されましたので、その時から過去の経緯とか、 色々と調べさせていただきました。

そういった中で1/10という基準について、今回のように特別に明野処分場のデータを取ったということが確認されません。当時、全国的なその他の最終処分場等の全国のアンケートが環境省の方でございまして、その中で最終覆土から維持管理を終了するまでの期間を、5年から10年間と見越している処分場が一番多かったというデータもございまして、そういったことを基に、一番長いところの10年を取らせていただき、安全な設定をしたのですが、1/10の設定の根拠につきましては、一律に国の基準の1/10を基本で作らせていただいたということで、それ以上のものは探せなかった状況でございます。

# 〈委員(地元代表)〉

全くお答えになってないと私は理解をしております。それは1/10にしたというのは、あくまでも地元の人たちに理解を求めたいがために、何の科学的根拠のない数値を当てはめてきたというふうに私は受け止めております。それこそが先ほど学識経験者の委員のご意見の中でありました地元の人達が安心するための数値だった。それに基づいて地元の人たちは理解をしたというふうに考えております。

今、ここで科学的な根拠、新たな決断を新たに地元の人達に求めるというお話がありました。何の 決断を求めるのか、私にはよく今のところわかりません。これからその説明があるかと思いますけど、今 まで要するに、安全というものを理解してもらうために、県は覚悟を持って十倍という数字にしたんだと 思います。地元はそれを受け入れています。地元は今ここで科学的根拠で言えば問題ないですよと しきりに話をして、科学的は結構です。科学的は結構ですけど、地元はそれで安心できるでしょうか。 その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

#### 〈委員(山梨県)〉

安全と安心というのは異なるということで、私も衛生関係、もともと薬学を学んでいる人間ですので、 そこは重々教育の中でも受けてきていますし、一般的にもそのように言われているということで、十分 承知をしております。

まず安全ですけれど、先ほど委員代理からもお話がありましたように、県は1/10の根拠、科学的な根拠がないまま、住民に説明をして設定をしたということで、当時はおっしゃる通り明野処分場に何らかのデータが実際に取れてきているわけではございませんので、1/10という設定をさせていただいたのかもしれないのですが、今回改めて明野処分場で取得しました。データをしっかりと専門の先生方に解析していただいて、安全のラインというのが今回明らかにされたところでございます。

この安全のラインということが科学的に明らかにされたことをもって、今後も引き続き地元の皆様に 丁寧にご説明をさせていただく中で、安心ということにつながるよう努力して参りたいと思いますので、 どうぞよろしくお願いいたします。

## 〈議長〉

別に安全のラインを引き上げるとか、そういう話ではないので、それを保つために、10年とか15年 という期間が必要ということを確認したという話だと思います。

それでは部長の発言、山梨県からの提案に進んでよろしいでしょうか。山梨県から提案のスライドを 出してください。3ページ目です。ここに①、②、③とあります。これが山梨県から提案です。

①は国が廃棄物処分場として決めている基準があって、それについて廃止するのはできるだけ早くしたいということです。それは廃棄物処理法、それから関係省令等によって基準が決められているので、それについて早期に廃止するという意味です。そして①の早期に廃止する、ということがありますと③に跡地利用について云々ができるという、提案です。

早期に廃棄物処分場として廃止したとしても、処分場自体がなくなるわけではないので、②なのですが、廃棄物処分場として廃止はするのだけど、それとは関係なく県の責任で、国の行動を注視ながら、浸出水の水質管理、周辺環境の監視を継続する。

前提としては、公害防止協定の値に基づいて管理監視をするという提案だと思います。

ということで①、②、③、これが、今日県がこの会議の招集を希望した点でして、これについて意見・ 質問がありますか。

## 〈委員(地元代表)〉

私の承知している内容としては、廃止ということになりますと水処理施設と全て、環境のみなさん、 県並びに事業団の皆さんはもうここから離れると。そして水処理等もやらなくなる。それが廃止だ、実 態として廃止なんだというふうに理解しているのですが、廃止をするという提案をしながら水処理をし ていく、それは何を目的としているんでしょうか。

PFOS ということもわかりますけど、そもそもこの間の説明では、法律に基づいて実質廃止だという話をしきりにされておりましたけれども、そもそも法律に基づけば廃止イコールここから撤退することでしょう。それをしないで水処理は続けますよ。PFOS だということはわかりますけど、おかしくないでしょうか。

#### 〈関係者(山梨県)〉

法に基づく処分場として廃止、イコール県が手を引くことではありません。処分場跡地になりますけれども、この処分場については県が関与して県が主導して作った施設であります。これについての責任は県にあります。ここに処分場がある限り、私どもは周辺の生活環境保全を第一に考えています。

従いまして、②の提案でございますけれども、しっかり県が責任ある立場から、PFOS については管理をしていくための今のプラント、これについては必要なものを残しながら県職員を常駐させながらしっかり関与しているという考えでおります。以上です。

#### 〈委員(地元代表)〉

廃止という言葉を聞けば、地元の人たちは、「ああ安心できる。これでいろいろな問題が起きずに安心して枕を高くして寝られるんだ」と受け止めるのが廃止だと私は受け止めております。

しかしこの処分場には、前にもお話しましたけど、廃止を議論する場とは違うステージに上がってしまった。

PFAS の出現によってそういう処分場なんだっていう認識を山梨県の皆さんにはしっかりと持っていただきたいと思います。重ねて話をします。廃棄物の中からどのような有害物が出てくるかは想定できない。今国の環境基準を含めて今考えられる、想定できる中での数値の管理はされています。

しかし、この処分場が持つ危険性というものは、今回の PFAS をはじめ、新たに明らかになってきているんです。ここに廃棄物が埋め立てられている以上、これ以降どのような新たな有害物質が出現するかわからないという大きな課題を抱えてしまっている処分場だという理解を持って、今後県は対応していただきたいし、法的に廃止できる環境だから廃止だ、そんな安易な対応をしないでいただきたいですね。危険性は全然変わっていません。

かえって私たちが恐れていたことが明らかになってきたという今の実情をもっと真摯に受け止めていただきたいと思います。

## 〈議長〉

ちょっと法律上の処分場の廃止という言葉と、皆さんが普通に考える廃止という言葉にずれがある からということもあったと思います。法律上の廃止はするんだけど、②には、今後危険物が出ないよう に考えて管理していくという意味だと、私は理解したので部長さんからもう少し補足がありますか。

### 〈関係者(山梨県)〉

委員がおっしゃったように、処分場はしっかり管理していかなければならないからこそ、私どもは昨年度、法に基づく規制はないものの、PFOS について率先して検査を行い公表し、現在も定期的にモニタリングをしているという姿勢でございます。決してこの処分場の廃止を軽んじているものでは決してございません。今後ともしっかり責任を持って管理していきたいと思っております。以上です。

#### 〈議長〉

県の責任のある立場からお話がありましたけど、それについてコメントをお願いします。

#### 〈委員(地元代表)〉

法律上の廃止によって何がどう変わるんですか。そこを教えてください。

## 〈委員(山梨県)〉

廃棄物処理法上の産業廃棄物最終処分場としての廃止をする場合ですが、跡地の利用などが、 今よりもできることとなります。

そして、今、この処分場は、廃棄物処理法上の認可を受けて設置されております。環境整備事業団が、事業実施主体となってこの処分場の設置の許可を受けて行っているわけですけれども、廃棄物処理法上の処分場として廃止された場合は、この処分場の維持管理の責任は県がしっかりとやっていくということで、変わって参ります。そこが一番大きな点です。

### 〈委員(地元代表)〉

もっと具体的に言っていただかないと全くわかりません。これが当たってるかどうかわかりませんけ

ど、かかる経費を軽減できるとか、そういうことが言うなれば失礼ですが山梨県のメリットになっていくということでしょうか。

#### 〈関係者(山梨県)〉

具体的に廃止になると、何が違うのかというご指摘ですけれども、今、県から説明申し上げたような 形になりますが、今、委員がおっしゃったように、この提案の別紙に書かせていただきましたように、こ の処分場については年間1億の経費をかけております。

今後、PFOS 等に注力した除去になりますので、今のプラントをどの程度組み直し、廃止ができるかというのが未知数であります。基本的にはあまり変わらないのではないかという説もあります。経費をどれだけ削減できるかと言えば、これからの話になりますけれども、我々の問題意識といたしましては、県民からお預かりしている血税を少しでも別の道に、可能であれば使いたいという意識もあることは事実でございます。以上です。

#### 〈議長〉

お金の話ですとちょっとわかりにくくなるんですけど、私の感覚としては廃止後も、例えばこういう委員会で水質をちゃんと管理するというようなことも考えていただければありがたいと思います。いかがですか。

## 〈委員(地元代表)〉

私にはよくわからないんですけど、廃止という処置ができることによって、いろんな何かが出てくるんでしょう。まだ漠としてよくそこは分かりません。廃止をしても同じように水処理をしていくんだというお話をしきりにされています。だとするなら廃止する必要は無いじゃないかと。

かえって地元の人たちに変な不安感を与えるような措置と受け止められかねないような、廃止という言葉を独り歩きさせる必要は私はないのではないかと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

#### 〈関係者(山梨県)〉

おっしゃる通りです。正にそういったことを議論したいということで、提案したところございます。我々は行政ですので、法に基づく廃止という、形式的な面からしたらそうなんですけれども、ここに元処分場がある限り県とすればイコールだと思っていますので、そこはまた住民の方々への説明をどのようにしていくかということは、またご相談しながらと思っております。

これからもしっかり県が関与しているという点については、今までもこれからも変わらないという点はご理解いただければと思っています。

#### 〈議長〉

委員会の答申によって、10年か15年で廃止できるとしても、それもはっきりとなったんですけど、その頃までには、具体的に廃止となった時には県としても、その後の方針を考えていただく。私の希望としては、それをこの委員会等で諮っていただければ、皆さんの了解を得られるのではないかと思っています。

# 〈委員(地元代表)〉

委員長が先ほどおっしゃられました、お金の話になるとちょっと、ということで、私も本当にそのことは あまり触れたくはないです。毎年 1 億円かかるということを現実の数字として、もちろん今日は県議会 の先生達もいらっしゃいますから、そのことはご承知していただいていると思います。

そもそも地元の感覚のお話をさせていただきます。山梨県はこの事業を行うに関して、地元に日本 一安全だという、先ほど部長さんからもお話がありました。安全宣言、そういう形で地元に受け入れを していただいた施設だと思っています。その約束を守るために、どのようなお金がかかるか。1 億という 金額の大きさも私も承知している上で申し上げます。金額の多寡の問題じゃないと思うんです。

安全を確保しますよ、という約束を、どこまでどうやって守るか、それが山梨県に与えられた宿命だ と私は思います。自らそのことを示して、この処分場を設置したわけでありますから。

ここへ来て毎年 1 億かかる。常にその話をされています。それはかかるでしょう。皆さんが約束した安全を確保するためですから。それをなぜ県民の皆さんにしっかり説明できないんでしょうか。何か無駄な金をばらまいているんですか。お金の話したくないですよ、私は。

その辺の話をさせていただければ、もっと結論を申し上げれば、1億かかるから大変だ。県庁内だけに目を配った議論だと私は思っています。県庁内だけの議論じゃないですか、と私は思いますよ。 地元への考えを深めてのお考えでは無いのではないか、と思います。

## 〈関係者(山梨県)〉

ご提言はもっとも、というところもございます。ただ一方で、まず大前提として私どもが考えておりますのは、地元の方々の生活環境、それをまず守っていくことです。これが脅かされる事態であれば、私どもはお金の問題に関わらず、いくらでも費やす覚悟ができているところでございます。現実にこれまでもやってきたところであります。

一方、これまでの計測結果からいたしますと、繰り返しになりますけれども、国の1/10の基準をわずかに上回っている状況の中、また昨年度実施した委員会の検討結果でも、この浸出水の濃度であれば、皆様方の生活環境の保全には影響はないだろうという結論が出ているというところ、この状況下で一方1億かかっているという現実がございます。

繰り返しになりますけれども、県民の方からお預かりした血税でございますので、今のこのやり方が 効果的ではないと言いませんけれども、別のやり方もあるのではないか、という考えの中で、今回のご 提案に至ったというところについて何卒ご理解いただければと思っています。

#### 〈議長〉

森林環境部としては1億円かかろうがちゃんとやっていくという意志だと思うんですけど、庁内でどうなるか、頑張ってくださいとしか言いようがないです。

# 〈委員(地元代表)〉

この議論はあまりしたくないですが、先ほどほう素とマンガンが基準値を下回るのには、15年以上かかる。もしこのまま年1億円を続ければ15億円、それ以上のお金がかかる。私は、ここはもう選択だと思いますけど、この場所を元に戻したらいかがですか。

そうすればそんなにお金はかからないと思いますよ。それも一つの選択肢として考えられることではないかと。地元はもちろん大歓迎です。安心しますから。何も心配しないでこれから暮らしていけます。次の世代も安心できます。

もちろん県の森林環境部さんの厳しい立場ももちろん分かりますし、県民の目も気にしなくてはならないこと、全くその通りで、私たちも何でもかんでもお金をかけろなんて言うつもりはありません。しかし、原点を忘れないで、できる限りの対応をそれぞれ折り合ってやっていくのがこれから求められることではないかなと思っています。

この問題に関して安易な対応は厳に慎むべきであります。特に地元対応に関して。

それで、死んだ子の年を数えますが、県が作られた特別委員会、なんで、ここで議論して設置しなかったんですか。私はもうここまできたから、正直に自分の気持ちを話しますけれど、ほう素・マンガンもあとわずかになりました。もう国の基準の十倍の厳しい基準でやってきたんだ。あとわずかでその十倍もクリアできる。

もうそろそろ後のことを考えてもいいのかな、と正直思う時期もありましたが、この数年の派遣を引き上げることの理由も、(維持管理積立金を)切り崩されるような理由を掲げての対応とか、PFOS の問題とかこういう問題が起きて、先ほど冒頭で申し上げましたが、私の中ではもう信頼関係崩れました。

これから山梨県がその信頼関係を一時のような信頼関係に取り戻すような努力を、私はぜひ見せていただけなければ、数値をどうのこうのとか、そんな問題で済むことではないと私は思います。私がというよりは、地元の人たちが納得しないというふうに考えておりますので、その辺のことも検討しながら、お考えいただきながら、今後の対応を、先ほど部長さん覚悟とおっしゃってくださいましたから、いくらお金がかかってもやっていくんだというお話をされましたから、私はその言葉、素直に受け止めて、これからの関係を、従来のような事業団の皆さんが必死になって築いてきた関係に戻していけるように、対応していただけることを願っております。

## 〈関係者(山梨県)〉

先ほどの発言の中で、私のコメントに関し、委員も委員長も、いくらでも森林環境部はやっていくんだという覚悟を見せた、とそんなことはございません。そこはご理解いただきたいと思います。仮に住民の方々の生活環境が脅かされる事態になった場合には、ということです。なった場合にはいくらでもお金をかける覚悟がありますよと申し上げました。

#### 〈議長〉

はい、分かりました。

### 〈関係者(山梨県)〉

一方、今この現状ではどうなのかというところを申し上げたところでございますので、ご理解ください。 また、先ほど何度か地元委員がおっしゃっておられるように、この数年の県職員の派遣引き上げ、 また PFOS 等の検査、また調査検討委員会の設置における私どもの手続きについて大変ご不快をお かけしたということにつきましては、冒頭申し上げたとおり、お詫びしたいと思っているところであります。 これを受けて、今後皆様方と明野の未来について議論していきたいと思っているところであります。 是非ともよろしくお願いいたします。

## 〈議長〉

ありがとうございました。もうお詫びということを5回ぐらいされたので、その言葉を信じて、ここでちょっと他の委員の話も聞きたいと思います。他のお3方、いかがですか。なければないでいいです。

こういう状況なので、また地元へ帰られたら、そういうことをご説明いただき、会議の議事録は公開されますよね。それを待ってからでも結構ですので、よろしくお願いいたします。

それでは他に何かありますか。北杜市は特にありませんか。特にありませんか。

# 〈委員(地元代表)〉

ちょっとよろしいですか。廃止するとお話ですけど、具体的に地元の皆さんも対応をしていただかなくちゃならない的な話がありましたけれども、何をするか具体的なことを教えてください。地元はどのように対応していけばいいんでしょうか。皆さんにも重要な事柄なので、云々というようなお話があったような気がしますが、具体的に地元は何を検討していかなくちゃならないんでしょうか。

#### 〈議長〉

地元から来ている委員という意味ですか。

## 〈委員(地元代表)〉

いえ、もちろんこの委員、私たちは地区の代表で来ていますから、私たちの後ろ、背中には地域の 人たちがおりますので、その人たちに何をしてほしいということですか。具体的に教えてください。

#### 〈関係者(山梨県)〉

本日は、今、スクリーンにありますように、①から③という形で明野処分場に関する極めて重要なご提案とお願いをさせていただきました。この大方針をもとに、具体的に跡地利用をどうしていくのか、また今後 PFOS 等のモニタリングをどうしていくのか。これらの具体的なところについては、次回の安全管理委員会でご提案したいと思っています。

これも含めまして、また皆様方と議論をしながら、必要に応じ、また地元の方々への説明を行っていきたいと思っています。

県の一方的な跡地利用の案ではいけませんので、是非それをたたき台にしていただきながら、また皆様方からもご意見を頂きながら、より良いものにしていきたいと思っているところであります。以上です。

#### 〈議長〉

跡地利用ということですが、それについてはこれからこの委員会で議論していきますということだと思います。

# 〈委員(地元代表)〉

跡地利用は一義的には地権者団体がまず考えていただくことと思います。もちろんその後ろには私たち、権利者として関わっておりますから、当然私たちの身に降りかかってくることでありますけど、それはそこでの議論にまずはしていただくことかなと思います。

協定の中で、国の基準を十倍上回る協定になっていますけど、その辺は何か変えなくてはならない ことがあるんですか。

### 〈関係者(山梨県)〉

おっしゃる通りでございます。協定につきましては北杜市・事業団・県と3者で結んでおりますけれども、この方針をご理解いただいた後には、今、1/10で設定しておりますけれども、そこをいくつかに変更する中で協定を満たすという形にした上で、形式上法律に基づく処分場廃止という手続きを取りたいと思っています。

法律に基づく廃止になりますけれども、その後もしっかり、繰り返しになりますけれど、県として関与して管理していきたいと思っています。

## 〈委員(地元代表)〉

そうしますと法的に廃止の状況に持っていくためには、協定の見直しが欠かせないという理解でよる しいんですね。そうしますと部長さん、せっかく部長さんここに見えてるんですよ。でもそういう方針が、 今お話にあったような方針が決まっているわけでしょう。なんで冒頭でそういう話をしてくれないんです か。

#### 〈議長〉

順番の話だと思いますが。

#### 〈委員(地元代表)〉

順番ではないですよ。安全管理委員会、私たち地元の代表として参加していますよ。口が酸っぱくなるほど、課長さんにはお話をさせていただいてますけど、理解ができてないじゃないですか。

私たちはどういう立場で参加しているかお分かりですよね。私たちの後ろには、それぞれの地区の 区民がいるんですよ。その人たちに説明しなくてはいけない。県が重要な発表をしましたよ。具体的に は何ですか。協定の1/10を変えるんですよ。皆さん、それでいいですか、という話をしなくちゃならな いんですよ。大事な話をしっかりと伝えていただくのが、ここの安全管理委員会の私は役割だと思うん ですけど、違うんでしょうか。

#### 〈関係者(山梨県)〉

言葉が足りずに申し訳ございません。①の法に基づく処分場としての廃止、ということになりますので、当然それには今基準となっている協定を変更しなければならないというのはセットで考えておりましたので、あえてそこについては言及いたしませんでしたが、今、ご質問いただきましたので、これについては当然変更しなければ、廃止はできないという前提に立っているところであります。

## 〈委員(地元代表)〉

何回も申し訳なかった、言葉足らずだった、説明不足だった、あるいは対応が大変迷惑をかけたみ たいなお話をされていますけど、わかっていませんね。お分かりになってないですね。

言葉だけで謝るなんてことじゃないんですよ。大変重要ですよ。この問題は、協定を変えるという問題は大変重要ですよ。ここの処分場の根幹にかかわる問題ですよ。

それを住民の皆さんに理解してもらう。住民はそれを頼りに理解を進めてきているんですよ、これまで十倍厳しい基準なんだから大丈夫だろうと、そこを変えるんですよ。安全だからいいです、いいでしょう、科学的に安全だからいいでしょうって問題じゃない。こここそ安全・安心とは何かが問われる局面なんですよ。そうじゃないでしょうか。

そういうことをしっかりと踏まえた上で、この会議に臨んでいただきたい。私の感想です。そうしないと地元の人たちは理解できません。私は今日、この方針を提案としてお聞きしました。今の時点、この説明だけではとてもじゃないですけど、この間様々な起こったことを考えてくれば納得できません。まずは信頼関係を取り戻してからでしょう、この話をするのは。

それなくして地元の皆さんに協定数値を変えてくれ、私はそんな段階ではないと思います。

### 〈議長〉

次回はもう少し案が出てくるという話に聞こえましたので、そういう理解でよろしいですか。

# 〈関係者(山梨県)〉

委員のお話十分受け止めておりますので、また、次回の具体的な提案の際には、改めて県としても 考えを申し上げたいと思います。以上です。

## 〈議長〉

あと10年か15年かかりますけど、そんなに待たずに早めに、それを決めておけばいいかと思います。他によろしいですか。次回またお願いしたいと思います。

ではここで議長を終了させていただき、司会にお返しします。

## 〈司会〉

委員長には円滑に議事を進行していただき、ありがとうございました。また、委員の皆様のご協力にも感謝申し上げます。以上を持ちまして、本日の安全管理委員会を終了いたします。

なお、本年度第1回目の定例の安全管理委員会につきましては、8月にこちらの会議室にて開催を予定しています。日程が確定しましたら通知させていただきますので、ご多用中恐れ入りますが、ご出席のほどよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

以上